

【高等学校用】

令和2年度学校評価計画

達成度(評価)	
A	: 十分達成できている
B	: おおむね達成できている
C	: やや不十分である
D	: 不十分である

学校名	佐賀県立唐津東高等学校
-----	-------------

1 前年度 評価結果の概要	<p>○生徒が主体的に学習し、自己の適性の発見と進路目標の達成につながるような授業を実践していく。また、ICTを有効に活用し、学力向上につながる教科指導の研究と実践に努めていく。</p> <p>○生徒の進路希望実現のため、新テストに向けた進路情報の収集と共有、および推薦入試やAO入試にも対応できる指導体制を構築する。</p> <p>○いじめ、不登校、学力不振や集団への不適応等について、生徒理解に努め、定期的な会議の中で情報の共有と対応策を具体的に考えていく。</p> <p>○生徒の交通事故や怪我、熱中症による体調の急変、感染症など、生徒に関する危機管理について、特に迅速な対応について意識を高め、安全な学校環境作りに努める。</p> <p>○SNSによる犯罪に巻き込まれないように、スマートフォンの使い方については、イレブンセブン運動なども推進し、家庭と連携しながら生徒の生活習慣の改善を図っていく。</p> <p>○本校の中高一貫教育「19の方策」を実践するとともに、継続的な検証や見直しに取り組む。</p>
------------------	--

2 学校教育目標	校訓「光 力 望」のもと、「自主自律」の精神を培い、知・徳・体の調和のとれた、地域や国際社会の発展に貢献する、高い知性と志を備えた、心身ともに逞しい生徒を育成する。
----------	--

3 本年度の重点目標	<p>①生徒一人ひとり進路希望の実現</p> <p>②わかる授業実践と授業改善への取組</p> <p>③社会性を高め、自らを律し、相手を思いやる心の教育の充実</p> <p>④グローバル人材、チャレンジ精神を持った生徒の育成</p>
------------	--

4 重点取組内容・成果指標	中間評価	5 最終評価
---------------	------	--------

(1) 共通評価項目				中間評価		最終評価		学校関係者評価	
評価項目	重点取組		具体的取組	進捗度(評価)	進捗状況と見通し	達成度(評価)	実施結果	評価	意見や提言
	取組内容	成果指標(数値目標)							
●学力の向上	○基礎学力の向上	○評定5の生徒の割合を45%以上とし、評定2以下の生徒の割合を3%以下とする。	・授業改善を行い、分かる授業を実践するとともに、効果的な課題を与える。 ・電子黒板、学習用PCを用いて効率よく授業を行う						
	○進路実現を見据えた学力の向上	○国公立大学の合格者数を130名以上とする。 ○東京大学、京都大学の合格者数を合わせて3名以上、九州大学の合格者数を20名以上とする。 ○大学入試問題研究会や進路指導研究会等への参加人数を延べ20名以上とする。	・進路検討会や学力分析会を行い、進路・学年・教科との連携を図る。 ・「進路だより」、「進路のしおり」を発行し、進路情報の提供に努める。 ・「大学出前講座」、「九州大学訪問」、「東京研修」等を開催する。 ・大学入試問題研究会や進路指導研究会等の研修会への参加を通して、指導力向上と的確な進路情報の掌握に努める。						
●心の教育	●生徒が、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付ける教育活動	○自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観、正義感、感動する心を持つ生徒の割合を90%以上にする。	・学校祭のクラス展示やバザー、クラスマッチ、修学旅行、ボランティア活動、芸術鑑賞会等の特別活動を通して、豊かな心を身に付けさせる教育活動を行う。						
	●いじめの早期発見、早期対応体制の充実	○いじめ防止基本方針にもとづいて対応できる職員を90%以上にする。	・いじめに関する職員研修を実施する。 ・いじめ防止基本方針にある「いじめ未然防止の取組」、「いじめ早期発見の取組」に努める。						
	◎ふるさと佐賀への思いを醸成するための教育活動	◎「佐賀県に誇りや愛着を感じる・どちらかというと感じる」と回答した生徒を80%以上にする。	・佐賀を誇りに思う講演会を実施する。 ・鏡山登山や唐津城までのウォーキング等、ふるさとを体験する行事を実施する。 ・総探の時間で「佐賀に関する研究」を実施する。						
●健康・体づくり	●望ましい食習慣と食の自己管理能力の育成	●「健康に食事は大切である」と考える生徒を90%以上にする。	・食育の推進を図る。 ・食に関する意識調査を実施する。 ・保健だよりを発行する。						
●業務改善・教職員の働き方改革の推進	●業務効率化の推進と時間外勤務時間の削減	●教育委員会規則に掲げる時間外在校等時間の上限を遵守する。	・時間外在校時間の上限を周知する。 ・職員の在校時間を把握し、必要に応じて面談を行う。 ・部活動について効果的かつ十分な休養日を設定する。また、外部人材の活用を進める。						

●…県共通 ○…学校独自 ◎…志を高める教育

5 総合評価・次年度への展望	
----------------	--